

第62回関西胸部外科学会学術集会

募金趣意書

第62回関西胸部外科学会学術集会

会長 北川 哲也

(徳島大学大学院医歯薬学研究部 心臓血管外科学分野 教授)

食道外科分野担当 丹黒 章 (胸部・内分泌・腫瘍外科学分野)

呼吸器外科分野担当 滝沢 宏光 (呼吸器外科)

第62回関西胸部外科学会学術集会

ご支援のお願い

謹 啓

時下、貴社におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、この度第62回関西胸部外科学会を2019年6月13日（木）～14日（金）の2日間、パークウェストン（徳島市）で開催する運びとなり、鋭意準備を進めております。

1958年に第1回学術集会が開催されて以来、今回で62回目となります。徳島大学心臓血管外科で本会を開催させていただきますのは、学術総会と学術セミナーの並列開催時に前任の加藤逸夫が平成10年に担当した第25回学術セミナー（大阪千里）以来の2回目となります。徳島大学での担当となりますと、母教室第2外科の初代教授（故）高橋喜久夫が1961年に第4回を、2代目教授（故）井上権治が1973年に第16回を開催して以来となります。同門、同窓一同たいへん喜んでおります。

本学会は、北陸、東海、近畿、中国から四国までの広い地区で開催され、私たち会員一同が“関西胸部とともに成長してきたとたいへん思い入れのある楽しみな学会です。若手胸部外科医（心臓・呼吸器・食道）の修練、教育として極めて重要な位置付けにあります。今回のテーマを『**Serendipity -明日の胸部外科医を創る-**』とさせていただきます。

各々の分野の新しい医療はもちろんのこと、“手術計画の作成とトレーニング”、“標準手術のpitfallとその回避のための理論と実際”、“再手術に学ぶ”という内容でのセッションを検討いたしており、教育講演、パネリスト、座長等への若手の登用を予定しています。四国三郎吉野川の下流に発達した水都徳島において、6月の初夏の深緑に囲まれた彩と、夕暮れ時になるとどこからともなく聞こえて来る阿波踊り連の練習の心弾む“お囃子”による浮き浮きした気分が皆様をおもてなしいたします。

つきましては共催セミナー、機器展示、及びプログラムの広告を募りたいと思います。本来、斯かる学術集会におきましては、参加者の参加費をもって費用に充当すべきではありますが、本学会の目的を達成し、有意義なものとするためには自己資金のみでの開催は極めて困難な状況でございます。

本来ならば参上しお願いすべきことではございますが、本書面にて大変失礼とは存じますが、本学会の趣旨にご賛同いただき、是非ともご支援、ご助力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

末筆ながら、皆様の更なるご発展を心よりお祈り申し上げます。

謹 白

平成30年8月吉日

第62回関西胸部外科学会学術集会

会長 北川 哲也

（徳島大学大学院医歯薬学研究部 心臓血管外科学分野 教授）



第62回関西胸部外科学会学術集会

開催概要

1. 学会の名称 第62回関西胸部外科学会学術集会
2. 主催機関及び責任者名 主催 第62回関西胸部外科学会学術集会
責任者 北川 哲也
徳島大学大学院医歯薬学研究部 心臓血管外科学分野 教授
3. 会 期 2019年6月13日（木）・6月14日（金）
4. 会 場 パークウエストン
〒770-0808 徳島県徳島市南前川町3-1-22

5. 学会の目的と開催意義

本会は、胸部外科学の学術研究に関する事業を通じて、関西地区における胸部外科の進歩ならびに普及に貢献し、学術文化と医療福祉の発展に寄与するとともに、会員の親睦をはかることを目的として設立され、年に一度、本学会会員の研究成果の発表の場を提供し、その研究の発展と知識の普及に寄与し会員相互の情報交換を行うことを意図した学術集会を開催しています。

6. 開催計画の概要

(1) 学会の日程表 別紙タイムスケジュール表（案）をご参照下さい。

(2) 参加予定人数 約600名

7. 収 支 予 算 別紙をご参照下さい。

8. お問い合わせ先 徳島大学大学院医歯薬学研究部 心臓血管外科学分野
〒770-8503 徳島市蔵本町3-18-15
TEL : 088-633-7581
FAX : 088-633-7408
E-mail: 62ktsa@tokushima-cvs.info

第62回関西胸部外科学会学術集会

寄付金募集要項

1. 寄附金の名称 第62回関西胸部外科学会学術集会 寄付金
2. 寄附金目標額 ￥4,000,000- (総経費：￥30,600,800-)
3. 寄附金募集の対象先 製薬業界、医療機器業界、関連病院、同窓会 他
4. 寄附金募集期間 2018年7月2日(月)～2019年5月31日(金)
5. 寄附金の用途 第62回関西胸部外科学会学術集会の準備および運営経費に充当
6. 寄附申込先 〒770-8503 徳島市蔵本町3-18-15
徳島大学大学院医歯薬学研究部 心臓血管外科学分野 教授
北川 哲也
TEL：088-633-7581
FAX：088-633-7408
7. 申込方法 添付の申込書にご記入の上、FAXまたは郵送にてお申込み下さい。

8. 寄附金振込先

- | | | |
|-------------|--|-------|
| ■銀行名 | 徳島銀行 | 本店営業部 |
| ■口座番号 | 8651429 | |
| ■口座名義 | 第62回関西胸部外科学会学術集会 代表者 北川 哲也 | |
| ■口座名義(フリガナ) | ダイ62カイカンサイキョウブゲカガツカイガクジュツシュウカイ
ダイヒョウシヤ キタガワ テツヤ | |

9. 貴社ウェブサイト等での公開に関して

製薬企業の活動における医療機関等との関係の透明性・信頼性向上のため、医療機関および医療関係者等に対する研究費、寄附、交流等の支出に関係する情報を、製薬企業が自社のウェブサイトで公開することに伴い、貴社が当学会(当研究会等)に対して行う寄附金・学会共催費に関し、当該ウェブサイト等で公開されることに同意します。

■収入

	項目	単価	数量	単位	金額
I 参加費収入					6,912,000
1	参加費：一般	10,000	600	名	6,000,000
2	参加費：メディアスタッフ	3,000	20	名	60,000
3	プログラム抄録集	2,000	26	冊	52,000
4	会長招宴会費	10,000	80	名	800,000
II 広告収入					1,360,800
1	プログラム広告				
	表4(カラー)	108,000	1	社	108,000
	表2(カラー)	86,400	1	社	86,400
	表3(カラー)	86,400	1	社	86,400
	後付1(モノ)	64,800	10	社	648,000
	後付1/2(モノ)	43,200	10	社	432,000
III 企業展示収入					3,240,000
1	企業展示(基礎小間)	172,800	15	社	2,592,000
2	ポスターディスプレイ出展料	324,000	2	社	648,000
IV 共催セミナー収入					11,988,000
1	ワークショップ 大(250)	1,296,000	2	社	2,592,000
2	ワークショップ 中(200)	1,188,000	2	社	2,376,000
3	ワークショップ 小(70)	972,000	4	社	3,888,000
4	イブニングセミナー 中(200)	1,188,000	1	社	1,188,000
5	イブニングセミナー 小(70)	972,000	2	社	1,944,000
V 寄付金・助成金					4,000,000
1	他団体、企業、同門会	4,000,000	1	式	4,000,000
VI その他					3,100,000
1	学会本体拠出金	3,100,000	1	式	3,100,000
合計					30,600,800

■支出

	項目	金額
I 事前準備関係費		6,350,000
1	一般準備経費	500,000
2	運営準備関係費	500,000
3	企業協賛関係費	500,000
4	総務・広報関係費	50,000
5	ホームページ作成費	300,000
6	通信費	200,000
7	会議費	300,000
8	抄録印刷費	4,000,000
II 当日運営関係費		22,300,000
1	会場費(パークウエストン)	3,500,000
2	映像関係機材費	4,500,000
3	看板・ポスターパネル施工関係費	3,000,000
4	運営要員人件費	2,000,000
5	飲食会合関係費(会長招宴・懇親会含)	4,500,000
6	招待者関係費(旅費・謝金)	3,000,000
7	諸雑費	300,000
8	運営要員交通・宿泊費	1,500,000
III 事後処理費		300,000
VI 運営委託業者業務管理費		1,000,000
V 予備費		650,800
合計		30,600,800

関西胸部外科学会 会則

第1章 総則

- 第1条 (名称)本会は、関西胸部外科学会と称し、英文ではKansai Thoracic Surgical Association と表示する。
- 2.本会をもって日本胸部外科学会関西地方会に充てる。
- 第2条 (事務所等)本会は、事務所を大阪市中央区南新町2-4-3 福田商店内におく。

第2章 目的及び事業

- 第3条 (目的)本会は、胸部外科学の学術研究に関する事業を通じて、関西地区における胸部外科の進歩ならびに普及に貢献し、学術文化と医療福祉の発展に寄与するとともに、会員の親睦をはかることを目的とする。
- 第4条 (事業)本会はその目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1)学術集会、講演会及び研究発表会等による胸部外科学に関する学術研究事業
 - (2)関係学術団体との連絡および提携ならびに調整
 - (3)その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

- 第5条 (種別)本会の会員は、日本胸部外科学会会員または胸部外科に従事もしくは関与する医師および医学研究者であって、かつ、原則として関西地区に居住する者とし、次の4種とする。
- (1)正会員 この会の目的に賛同して入会し推進する個人
 - (2)評議員会員 日本胸部外科学会評議員である者または日本胸部外科学会評議員であった者もしくはこれに準ずる資格を有すると認められる者であって、本会の目的に賛同して入会した者
 - (3)特別会員 本会の発展に対して特別の業績のあった者であって、理事会および評議員会の議を経て会長が推薦した者
 - (4)名誉会員 胸部外科学の進歩に多大の寄与をした者であって、理事会および評議員会の議を経て会長が推薦した者
- 第6条 (入会)正会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2.正会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、申し込みは正当な理由が無い限り、入会を認めなければならない。
 - 3.会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
 - 4.特別会員及び名誉会員は、理事会の議決を経て、本人の承認をもって会長が推戴するものとする。
- 第7条 (会費)正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 2.特別会員、名誉会員は、会費の納入を要しない。
- 第8条 (会員の資格の喪失)会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1)退会届の提出をしたとき
 - (2)本人が死亡、又は失踪宣告を受けたとき
 - (3)継続して2年以上会費を滞納したとき
 - (4)除名
- 第9条 (退会)退会を希望する会員は、理由を付して退会届を理事会に提出して、任意に退会することが出来る。
- 第10条 (除名)会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することが出来る。この場合、その会員に対し、それぞれの議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1)この会則に違反したとき
 - (2)本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき。
- 第11条 (年会費)本会の年会費は、次の2種とする。
- (1)正会員費 年額 3,000円
 - (2)評議員会員費 年額 5,000円
- 第12条 (抛出品の不返還)既に納入した会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員等

第13条

(種別及び定数)本会に、次の役員をおく。

- (1)会 長 1名
- (2)次年度会長 1名
- (3)理 事 18名以上20名以内(会長、次年度会長を含む)
- (4)監 事 2名または3名

第14条

- (選任等)会長は、前年度の次年度会長をもってこれにあてる。
2. 次年度会長は、理事会で評議員の中から選任し、評議員会の承認を受ける。
 3. 会長、次年度会長を除く他の理事は、理事会で評議員の中から選出し、評議員会の承認を受ける。
 4. 監事は、評議員会において評議員の中から選任する。

第15条

- (職 務)会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。
2. 次年度会長は、会長を補佐する。
 3. 理事は、理事会を構成し、この会則に定められた事項のほか、本会総会の権限に属する事項以外の事項を議決し、執行する。
 4. 監事は、本会の会計および会務を監査する。
 5. 会長に事故があったとき、または欠けたときは、理事会の議決によって選任された会長代行が、その職務を代行する。

第16条

- (任 期 等)会長、次年度会長の任期は1年とし、定期総会終了の翌日に始まり、次々定期総会終了の日に終わる。
2. 会長、次年度会長を除く他の役員の任期は2年とし、定期総会終了の翌日に始まり、次々定期総会終了の日に終わる。
 3. 会長、次年度会長を除く他の理事は、再任を妨げない。ただし、会長、次年度会長の任期を除き、通算6年を超えて再任されることはできない。
 4. 監事の任期は、2年とする。ただし再任はできない。
 5. 会長に事故があったとき、または欠けたときは、理事会の議決によって選任された会長代行が、その職務を代行する。

第17条

- (評 議 員)
- この会に150人以上200人以下の評議員を置く。
- (1) 日本胸部外科学会評議員である者または日本胸部外科学会評議員であった者であって本会の評議員になろうとする者は、当該年度の評議員会費を添えて所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。
 - (2) 日本胸部外科学会評議員に準ずる資格を有すると認められる者であって本会の評議員会員になろうとする者は、本会の評議員会員の入会推薦理由書とともに、当該年度の評議員会費を添えて所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。
 - (3) 評議員は評議員会を構成し、理事会の諮問に応じ、本会の運営に関する重要事項を審議し、助言をすることができる。
 - (4) 正当な理由なく評議員会、または総会に3回以上連続して出席しなかった評議員は、評議員会員の 資格を喪失する。

第18条

- (幹 事)本会の事務を処理するために、若干名の幹事をおく。
- 2.幹事は、会長がこれを任命する。

第5章 会議

第19条

- (種別)
- (1)本会の会議は、総会、理事会、評議員会の3種とする。
 - (2)総会は、通常総会および臨時総会とする。
 - (3)理事会は通常理事会及び臨時理事会とする。

第20条

- (構 成)総会は、正会員および評議員会員ならびに名誉会員、特別会員をもって構成する。
2. 理事会は、理事をもって構成する。
 3. 評議員会は、評議員をもって構成する。ただし、特別会員、名誉会員は評議員会に出席して意見を述べることが出来る。

- 第21条 (機能)
- 総会は以下の事項について議決する。
- (1) 会則の変更
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 事業計画
 - (4) その他本会の運営に関する重要な事項
2. 理事会は、この会則に別に定める事項のほか、次の事項について議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項
3. 評議員会は、この会則に別に定める事項のほか、総会に提案する事項を審議し、次の事項について議決する。
- (1) 理事会及び総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 第22条 (開催)
- 通常総会は、毎年1回、会長が招集する。
2. 臨時総会は、次に掲げる場合に、議決した日または請求があった日から21日以内に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的とする事項を示した書面により招集の請求があったとき。
3. 理事会は次に掲げる場合に開催する。
- 通常理事会は、毎年1回、会長が招集する。
4. 臨時理事会は、次に掲げる場合に、ただちに開催する。
- (1) 会長が必要と認めた時。
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的とする事項を示した書面により招集の請求があったとき。
5. 評議員会は次に掲げる場合に開催する。
- 通常評議員会は、毎年1回、会長が招集し、定期学術集会の前に、その開催地において開催する。
次期定期総会の開催地および開催時期は、通常評議員会において決定する。名誉会員および特別会員は、評議員会に出席して、意見を述べる
こと
6. 臨時評議員会は、理事会が議決したとき、または評議員の3分の1以上から会議の目的とする事項を示した書面により招集の請求があったときは、議決した日または請求があった日から14日以内に、臨時評議員会を開催する。
- 第23条 (議長)
- 通常総会、理事会、通常評議員会の議長は会長とする。
- 臨時総会の議長は、出席者の互選によって選任する。
- 第24条 (定足数)
- 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、当該議事について、文書によってあらかじめ意志を表示した者は、これを出席者とみなす。
- 評議員会は、評議員総数の過半数が出席しなければ、開会することができない。ただし、当該議事について、文書によってあらかじめ意志を表示した者は、これを出席者とみなす。
- 第25条 (議決) すべての会議の議事は、この会則に別に定められた場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第26条 (議事録) すべての会議の議事は、議長が作成し、議長および出席理事2名が署名押印して、これを保管する。
- 第27条 (資産) 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 会費
 - (2) 事業に伴う収入
 - (3) 資産から生ずる果実
 - (4) 寄付金品
 - (5) その他の収入
- 第28条 (経費) 本会の経費は、資産をもって支弁する。

- 第29条 (予算) 本会の収支予算は、毎会計年度開始前に次年度会長が編成し、理事会および評議員会の決議を経、かつ、総会の承認を受けなければならない。
- 第30条 (決算) 本会の収支決算は、毎会計年度終了後に当該年度の会長が作成し、理事会および評議員会の決議を経、かつ、総会の承認を受けなければならない。
- 第31条 (会計年度) 本会の会計年度は、定期総会終了の翌日に始まり、次期定期総会終了の日に終わる。
- 第32条 (会則の変更) この会則は、理事会および評議員会において、おのおの3分の2以上の議決を経、かつ、総会の承認を受けなければ変更することができない。
- 第33条 (解散) 本会は、理事会および評議員会において、おのおの4分の3以上の議決を経、かつ、総会の承認を受けなければ、解散することができない。
- 第34条 (処分) 本会の解散後の残余財産は、理事会および評議員会において、おのおの4分の3以上の議決を経、かつ、総会の承認を受けて、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。
- 第35条 (委任) この会則を施行するために必要とされる細則は、理事会および評議員会の議決を経て、別に定める。
- 補則
1. 関西地区とは、北陸、東海、近畿、中国、四国の各地区とし以下の府県からなる
- 北陸地区: 富山、石川、福井
- 東海地区: 静岡、岐阜、愛知、三重
- 近畿地区: 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
- 中国地区: 岡山、広島、山口、鳥取、島根
- 四国地区: 香川、徳島、愛媛、高知
- 付則
1. この規則は昭和46年6月26日から施行する。
2. 従来日本胸部外科学会関西地方会に属した権利義務の一切は、本会が継承する。
3. この規則は、昭和60年6月22日から改正する。
4. この会則は、平成3年6月7日から改正する。
5. この会則は、平成4年6月6日から改正する。
6. この会則は、平成6年6月19日から改正する。
7. この会則は、平成13年6月1日から改正する。
8. この会則は、平成13年6月28日から改正する。
9. この会則は、平成15年6月13日から改正する。
10. この会則は、平成23年6月30日から改正する。
11. この会則は、平成28年6月16日から改正する。

関西胸部外科学会役員一覧

2018年7月現在

代表理事

碓氷 章彦

理事

北川 哲也 (第62回会長)

浅井 徹

市川 肇

井上 匡美

岡田 守人

渡橋 和政

倉谷 徹

腰地 孝昭

椎谷 紀彦

竹村 博文

土岐 祐一郎

中田 昌男

中西 良一

中村 廣繁

西村 元延

長谷川 誠紀

光野 正孝

安田 卓司

横井 香平

監事

奥村 典仁

濱野 公一

(第62回関西胸部外科学会学術集会にご寄附下さる皆さまへ)

必要事項を記入し、FAXまたは郵送にて事務局までご送付下さい。

寄附申込書送付先

■郵送	徳島大学大学院医歯薬学研究部 心臓血管外科学分野内 第62回関西胸部外科学会学術集会 事務局 (担当: 黒部) 宛 〒770-8503 徳島市蔵本町3-18-15
■FAX	088-633-7408

※領収書発行の際必要ですので、必ずご送付の程お願い申し上げます。

寄 附 申 込 書

年 月 日

趣旨に賛同して下記金額を第62回関西胸部外科学会学術集会の資金として寄附いたします。

金 円也

【払込予定】

貴指定口座に平成 年 月 日頃に振り込みいたします。

■ご芳名 : _____

■振込用紙送付先 : 〒 _____

■電話番号 : _____

■E-mail : _____ @ _____

(領収書が必要な場合、下記記入ください)

■ご芳名又は法人名 : _____ 印

■取扱ご担当者 : _____

■ご所属 : _____

■電話番号 : _____

■FAX番号 : _____

■連絡事項 : _____
